

県立高校生徒通学支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 教育委員会は、高額な通学費を負担している県立高等学校の生徒の保護者等及び令和4年度から令和6年度までに路線バス等が廃止・減便されたことにより定期代の負担が増加した県立高等学校の生徒の保護者等に対し、予算の範囲内において県立高校生徒通学支援事業補助金（以下、「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象経費及び補助金額)

第2条 補助金の交付を受けることができる者、補助金の交付の対象となる経費及びこれに対する補助金額は、別表第1のとおりとする。ただし、別表第2各項のいずれかに該当する者は、本補助金の対象とならない。

2 前項の補助金の交付の対象となる経費の算出は、通学に要する運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通学の経路及び方法（鉄道、バス、船等、その他教育委員会が合理的と認める方法）による運賃等の額によるものとする。

3 この補助金は、交付決定日が属する年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ）に要する経費を対象とする。

(補助金の交付申請)

第3条 規則第3条の補助金等交付申請書は、別記第1号又は第2号様式によるものとする。

2 規則第3条の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類及び補助金等交付申請書の提出期限は、教育委員会が別に定める。

(補助金の交付の決定及び確定の通知)

第4条 教育委員会は、規則第3条の補助金交付申請を受理した場合は、規則第4条及び第14条の規定に基づき補助金の交付の決定及び交付額の確定を行うものとし、補助金交付決定及び確定通知書（別記第3号様式）により通知するものとする。

(補助金の交付)

第5条 この補助金は、精算払により交付するものとする。

2 規則第16条第1項の補助金等交付請求書は別記第4号様式のとおりとする。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和7年6月5日から施行し、令和7年4月1日以降の通学分から適用する。

2 この要綱の施行に伴い、県立高校生徒通学費支援事業補助金交付要綱（令和6年4月16日施行）は廃止する。

附 則

この要綱は、令和8年8月3日から施行し、令和8年4月1日以降の通学分から適用する。

別表第 1（第 2 条関係）

	補助対象者	補助対象経費（月額）	補助金額
1	県内に住所を有し、鹿児島県立高等学校の全日制課程及び定時制課程に通学する生徒（以下、「対象生徒」という。）の保護者等 ただし、別表第 2 各項のいずれかに該当する者を除く	月額 2 万円を超える通学費 詳細は県立高校生徒通学支援事業補助金交付要綱事務処理要領に定めるものとする。	補助対象経費の 2 分の 1 の金額 ※ 百円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
2	令和 6 年度に「県立高校生徒通学費支援事業補助金」の交付決定を受けた保護者等	令和 4 年度から令和 6 年度までの路線バス等の廃止・減便にともない、他の公共交通機関への変更や経路変更を行ったことにより増額した通学費 詳細は県立高校生徒通学支援事業補助金交付要綱事務処理要領に定めるものとする。	補助対象経費の 2 分の 1 の金額。ただし、他の補助金活用後の実費負担額が補助対象経費の 2 分の 1 を下回った場合はその額 ※ 百円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

※ 上記 1、2 のどちらにも該当する場合は、どちらか一方の補助を選択するものとする。

別表第 2（第 2 条関係）

	補助対象者とならない者
1	高等学校等に在学した期間が通算して 36 月（定時制の場合は、在学した期間を一月の 4 分の 3 に相当する月数として計算。）を超える対象生徒の保護者等
2	生活保護法による生業扶助（通学のための交通費）を受給している保護者等
3	第 1 号に掲げる額から第 2 号に掲げる額を控除した額（その額が零を下回る場合又は当該保護者等が地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 29 条第 1 項各号に掲げる者若しくは同法附則第 3 条の 3 第 4 項の規定により同項に規定する市町村民税の所得割を課することができない者である場合には、零とし、その額に百円未満の端数がある場合には、これを切り捨てた額とする。以下、「算定基準額」という。）（保護者等が 2 人以上いるときは、その全員の算定基準額を合算した額。）が 304,200 円以上である保護者等 (1) 補助金を申請する年度分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。次号において同じ。）に係る同法第 314 条の 3 第 2 項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額、同法附則第 33 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る課税配当所得等の金額、同法附則第 33 条の 3 第 5 項第 1 号に規定する土地等に係る課税事業所得等の金額、同法附則第 34 条第 4 項に規定する課税長期譲渡所得金額、同法附則第 35 条第 5 項に規定する課税短期譲渡所得金額、同法附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額、同法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額並びに同法附則第 35 条の

4 第4項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（同法第8条第8項第4号（同法第12条第7項及び第16条第4項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた地方税法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）及び外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（同法第8条第11項第4号（同法第12条第8項及び第16条第5項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた地方税法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額（同条第11項第4号の規定により読み替えられた地方税法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）及び租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額（同条第14項第4号の規定により読み替えられた地方税法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額（対象生徒等が補助金支給年度の前年度の12月31日において保護者等の地方税法第292条第1項第9号に規定する扶養親族である場合において、対象生徒が補助金支給年度の前年度の1月1日から3月31日までの間に16歳に達した者であるときは、当該合計額から330,000円を控除して得た金額）に100分の6を乗じた額

- (2) 補助金支給年度分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第314条の6の規定により控除する額（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市により補助金支給年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割を課される者については、当該額に4分の3を乗じた額）

年 月 日

鹿児島県教育委員会 殿

申請者（保護者等）

住 所 _____

氏 名 _____

年度 県立高校生徒通学支援事業補助金交付申請書

県立高校生徒通学支援事業補助金の交付を受けたいので申請します。

学年	第	学年	ふりがな				
			生徒氏名				
生徒の居住所							
※下記内容を確認の上、□にレ点を付けてください。（いずれか一つでも該当しない場合は補助金の申請ができません。）							
☐ 生徒は、鹿児島県内に住所を有します。							
☐ 生徒が高等学校等に在学した期間（定時制に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。）は、通算して36月以内です。							
☐ 私の世帯は、申請期間において、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助を受給していません。							
【申請者（保護者等）の収入の状況について】							
※ 申請には、基本的に保護者全員（父母がいる場合は2人分）の申請年度（最新）の課税証明書等（以下のいずれかの書類）が必要です。							
・申請年度（最新）の「市町村民税・県民税税額決定・納税通知書」のコピー							
・申請年度（最新）の「市町村民税・県民税課税（非課税）証明書」の原本又はコピー							
申請時点の保護者等の状況及び添付する課税証明書等については次のとおりです。							
☐	今年度初めて申請するため、保護者等の課税証明書等を添付します。（次の①～⑥のいずれかの□にレ印を付け、課税証明書等を添付してください。）			☐	前期（4月～9月）分の交付決定を受けているため、課税証明書等の添付を省略します。（次の①～⑥の選択と課税証明書等の添付は不要です。）		
①	☐	親権者（両親）2名分（親権者（両親）が2人存在する場合）					
②	☐	親権者1名分（アからウまでのいずれかの□にレ印を付けてください。） （親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、④から⑥までのいずれかの□にレ印を付けてください。）					
		☐	ア	親権者の1人が控除対象配偶者である場合			
		☐	イ	親権者の1人が課税期日に日本国内に在住していないなど、市町村民税所得割を課されていない場合			
	☐	ウ	・離婚、死別等により親権者が1人の場合 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合（例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合）等 ※家庭の事情により親権者全員分の課税証明書等を添付できない場合は、④⑤のいずれか該当するものを選択してください。				
③	☐	未成年後見人 ☐ 名分 （親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が複数選任されている場合は全員分。ただし、未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。））					

（次のページへ）

1 申請月にチェックしてください。

後期 ☐ 10月分 ☐ 11月分 ☐ 12月分 ☐ 1月分 ☐ 2月分 ☐ 3月分

《別表》

自動車等の使用距離（片道）	通学費用（月額）
2 km以上 5 km未満	2,700円
5 km以上 10 km未満	6,700円
10 km以上 15 km未満	10,200円
15 km以上 20 km未満	13,700円
20 km以上 25 km未満	16,900円
25 km以上 30 km未満	20,100円
30 km以上 35 km未満	23,100円
35 km以上 40 km未満	26,100円
40 km以上 45 km未満	28,800円
45 km以上 50 km未満	31,500円
50 km以上 55 km未満	34,000円
55 km以上 60 km未満	36,500円
60 km以上 65 km未満	39,000円
65 km以上 70 km未満	42,200円
70 km以上 75 km未満	45,700円
75 km以上 80 km未満	49,200円
80 km以上 85 km未満	52,700円
85 km以上 90 km未満	56,200円
90 km以上 95 km未満	59,600円
95 km以上 100 km未満	63,000円
100 km以上	66,400円

※2km未満は0円

☐ 前期分の交付申請時に申請している口座を、後期分の受取口座として申請します。

1 補助金を受け取る口座を記入してください。(原則、申請者本人の口座を指定してください。)

預金種別： 普通預金 ・ 当座預金 □座番号：

2 金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義が分かる通帳・カード等の写しを貼り付けてください。

◎ 定期券の写し等を基に、定期券代等ほか((A)～(D)欄)を月ごとに記入してください。
(単位：円)

前期	定期券代等 (A)	自家用車等 (B)	他の補助金 (C)	実施負担額 (D)=A+B-C	後期	定期券代等 (A)	自家用利等 (B)	他の補助金 (C)	実施負担額 (D)=A+B-C
4月分				0	10月分				0
5月分				0	11月分				0
6月分				0	12月分				0
7月分				0	1月分				0
8月分				0	2月分				0
9月分				0	3月分				0

(注) 定期券代等(A)及び他の補助金(C)欄については、購入額、補助額を有効月数で割って算出した「ひと月あたり」の購入額を記入してください。

(注) 自家用車等(B)欄については、使用距離を上記《別表》に当てはめて算出した通学費用(月額)を記入してください。

(注) 他(市町村等)から補助金を受けている場合は、証明書類を提出してください。

(以下学校記入欄)

実費負担額 = (D)	(D)-20,000 円 = (E)	(E) × 補助率 (1/2) = (F)	支払回数 (G)	(10・3) 月期 補助申請額 (H) (F) × (G)
0 円	-20,000 円	-10,000 円	0	0 円

(注) 1 (F)の額に100円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。

2 通学方法の変更等により行が不足する場合は適宜行を追加すること。

鹿児島県教育委員会 殿

申請者（保護者等）

住 所 _____

氏 名 _____

年度 県立高校生徒通学支援事業補助金交付申請書

県立高校生徒通学支援事業補助金の交付を受けたいので申請します。

（以下、空欄に記入してください。）

学年	第 学年	ふりがな					
		生徒氏名					
生徒の居住地							
※下記内容を確認の上、□にレ点を付けてください。 □ この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。 □ この申請書に虚偽の記載があった場合は、鹿児島県教育委員会の求めに従いその全額を即時返還します。 □ 私の世帯は、申請期間において、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助は受給していません。							
路線バス等が廃止・減便となる以前に利用していた公共交通機関		公共交通機関が定める定期料金表等に記載のある路線及び区間					
		交通機関名		利用区間			
		区間運賃		円	定期券種	片道・往復	か月
		公共交通機関が定める定期料金表に記載のない路線及び区間					
		※ 以下に示す書類のいずれかを貼付若しくは添付してください。 ① 定期券の写し ② 領収書の写し ③ 公共交通機関が発行する乗車区間及び料金が分かる証明書					
		通学費用合計（A）	円				
現在利用している公共交通機関		※ 以下に示す書類のいずれかを貼付若しくは添付してください。 ① 定期券の写し ② 領収書の写し（申請までに支払った期間全ての領収書の写し） ③ 乗車（船）及び運賃支払が分かる書類					
		通学費用合計（B）		円			
		他の補助金額（C）		円			

【補助金受取口座】



前期分の交付申請時に申請している口座を、後期分の受取口座として申請します。

※後期分の申請時に選択可能です。チェックを行った場合、以下の口座の記入や通帳等の写しの貼り付けは不要です。

- 1 補助金を受け取る口座を記入してください。(原則、申請者本人の口座を指定してください。)

金融機関名： _____ 銀行・労金・信金 本店・支店・支所
信組・相信・農協 出張所・代理店
店舗名： _____ その他【 】

預金種別： _____ 普通預金 ・ 当座預金 口座番号： _____

口座名義： _____
(通帳裏面等に記載のカタカナ名義又はアルファベット名義を記入)

- 2 金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義が分かる通帳・カード等の写しを貼り付けてください。

(以下学校記入欄)

増加額 (D) = (B)-(A)	補助金額 (E) = (D)×補助率 (1/2)	実費負担額 (F) = (B)-(C)	基礎額 (G) (E)と(F)の 少ない方	支払回数 (H)	(10・3) 月期 補助申請額 (I) (G) × (H)
円	円	円	円		円

- (注) 1 (E)の額に100円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。
2 回数の欄は購入した定期券の月数に応じて記入する。
(例) 1 か月定期→6回、3 か月定期→2回、6 か月→1回

第 号
年 月 日

殿

鹿児島県教育委員会 印

年度 県立高校生徒通学支援事業補助金交付決定及び交付確定通知書

年 月 日付で申請のあった県立高校生徒通学支援事業補助金については、鹿児島県補助金等交付規則第 4 条の規定により次のとおり交付することに決定し、同規則第14条の規定により交付額は、交付決定額と同額に確定したので通知します。

1 交 付 決 定 額 金 円

2 交 付 確 定 額 金 円

第4号様式（第5条関係）

年 月 日

鹿児島県教育委員会 殿

申請者住所 _____

申請者氏名 _____

年度 県立高校生徒通学支援事業補助金交付請求書

年度県立高校生徒通学支援事業補助金交付決定及び交付確定通知書に基づく補助金を鹿児島県補助金等交付規則第16条の規定により下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 _____ 円

交付申請時と同一の口座を指定してください。

金融機関名： _____ 銀行・労金・信金
信組・相信・農協 店舗名： _____ 本店・支店・支所
出張所・代理店
その他【 】

預金種別： 普通預金 ・ 当座預金 口座番号： _____

口座名義： _____

（通帳裏面等に記載のカタカナ名義又はアルファベット名義を記入）